

令和3年6月1日

酪畜農家各位

JA 大樹町酪農畜産部生産改良課

家畜遺伝資源法改正に関する譲渡契約約款について

拝啓、日頃より当農協事業に際し特段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、先般和牛精液及び和牛受精卵が国内より流出した事を受け、国内遺伝資源保護の観点より家畜遺伝資源法が施行（令和2年10月1日）され、これに伴い当組合も譲渡契約約款を提示することになりました。

この譲渡契約約款は、当組合から和牛精液・受精卵を使用する酪畜農家、また当組合から和牛精液・受精卵を購入する酪畜農家、及び、その他に当組合から流通する和牛精液・受精卵に際し、法に基づいた適正管理を約するものです。

各位に別紙譲渡契約約款を送付いたしますので、ご確認いただきます様お願いいたします。

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款について

この約款（以下「本約款」という。）は大樹町農業協同組合（以下「当組合」という。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」という。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当組合から譲り受ける組合員には本約款に従って本和牛遺伝資源をご利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、組合員と当組合との間の本和牛遺伝資源利用に関わる一切の関係に適用させて頂きます。

第2条（禁止事項）

組合員は本和牛遺伝資源を利用し、または第三者に譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養されている肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

組合員は、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を該当第三者に義務づけなければいけません。また、当組合は譲り渡した後の責任は一切持たないこととします。

第4条

当組合は、必要と判断した場合には、組合員に通知することなく本規約を変更することができるものとします。

以上

令和3年6月1日